一、近年折続き菅笠相場猥りに相成り候は、畢竟荷主方越中笠屋ならびに信州松本笠屋の者、荷物区々に御府内へ差入れ候間、自然と相乱れ取締らざるの義もこれ有り荷主方損分少なからず、当所笠屋仲間においても迷惑に及び候次第に成り行き候義、全く双方不熟の事故、今般改正いたし、越中笠屋、松本笠屋、当地笠仲間の者一同熟談の上、取り窮め

候規定左の通り

一、是迄甲府笠屋仲間のうちにも、越中笠屋のみの取引、又は信越よりの荷物両様取引いたし候店もこれ有り候所、今般一纏めに相成り、信越荷主方より当御府内笠屋の内へ、多少とも銘々へ差し送り候様取り窮め候上は、当地笠屋においても一巳の取りはからひ致すまじき事

一、年々相場相立て候義は二月中節と定め、年行司方へ双方打寄り、天然の相場取り極め売り出し申すべく候、その前に自己の相場に決して売り出し申すまじき事

一、荷印相付けず候笠屋荷物付け入り候節は、年行司方へ相届け、篤と取り糺しの上荷物売り捌き申すべき事

一、元方荷主方より送り荷物目録書のうち、不足の荷物これ有り候節は、年行司方へ相届け置き申すべき事

一、この度取り定め候荷主、越中笠屋四人、松本笠屋五軒の外、決して荷物引き受け申すまじく候、もし信越にかかはらず新印の荷主、笠荷物当所へ付け入り候節は、双方へ申談し、はからざる、これ無き様致すべき事

付たり、入り込み候事も出来いたし候節は、荷主方一同申談し、商法取り乱さず候様堅く相守り申すべき事

一、信越送り込みの荷物決して途中売り相成り候事、　猥りの義これ有り候に付き、以来決して相成らず候趣、今般申談の所、一時に右様相成り候ひては、得意先にて御請も宜しからず候間、四年のうちは是迄の振合売捌き、成丈べく取り乱さず候様銘々相心得申すべき事、

一、年行司の儀は両人と相定め、万端行き届き候様世話いたし、年々七月三十日引替へ申すべき事

一、甲府笠仲間のうち、荷物払底の店もこれ有り候節は、和融いたし、双方とも相互の儀故差し支えこれ無き様致すべき事、

右の通り議定取り極め候上は、双方固く相守り申すべく候、もし相背き候者これ有り候はば、一同相談の上取りはからひ方致すべく候、その節に至り一言の申し分これ無く候、これによって後日の為連印いたし、議定書取り替し置候処件のごとし

嘉永七甲寅年六月

西青沼町　伏見屋　太七

一蓮寺地内町　竹原田　伊兵衛

同　　尾上屋　定兵衛

八日町　　たくま　徳兵衛

柳町　井筒屋　新五兵衛
同所　和泉屋　平右衛門